平成２９年（フ）第１０５号
秋田市広面字赤沼79番地２
債務者　羽根川　貢
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午前９時45分
５　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２７号
神戸市垂水区桃山台５丁目1010番地の16
債務者　元津　和典
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　基安
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２号
兵庫県尼崎市立花町３丁目７番20―203号
債務者　古越　武雄
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０１号
大分市金池町２丁目14番17―305号（エイルマンション大分駅前Ⅱ）
債務者　矢吹　政秀
１　決定年月日時　平成29年６月30日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０号
和歌山県有田郡湯浅町大字青木241番地24
債務者　阿波　千草
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沖本　易子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午前10時25分
５　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１号
和歌山県橋本市胡麻生459番地の１　鈴木ハイツ103、前住所和歌山県橋本市橋本２丁目２番７号
債務者　小林　清子
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　拓哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７６号
大阪府堺市北区百舌鳥梅町１丁15番地11、前住所大阪府貝塚市石才38番地１
債務者　大森勝範こと　朴　　勝範
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
佐賀県鳥栖市鎗田町321番地24
債務者　氏家　　卓
１　決定年月日時　平成29年６月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井寺　修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
青森県十和田市東十三番町16番13号　青雲荘Ｇ号
債務者　金子義光こと　金　　義光
１　決定年月日時　平成29年６月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花生　耕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午前10時35分
５　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３２７号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番37―506号
債務者　水盛　大輔
１　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９号
岩手県気仙郡住田町世田米字合地沢156番地３
債務者　皆川　卓也
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第３０号
岩手県大船渡市末崎町字平林87番地１　市営住宅平南アパート201号
債務者　宮澤　善一
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第３１号
岩手県大船渡市末崎町字平林87番地１　市営住宅平南アパート201号
債務者　宮澤　惠子
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第３２号
岩手県大船渡市末崎町字平林87番地１　市営住宅平南アパート201号
債務者　宮澤　孝一
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第３３号
岩手県大船渡市立根町字上ノ台170番地３
債務者　刈谷　麻里
１　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１７４号
愛知県豊田市若林東町石根28番地５　セルサスハイムＡ―102号、前住所鳥取県米子市錦町３丁目122番地６　503号
債務者　安田　謙三
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
北海道根室市西浜町４丁目89番地　公住９棟10号
債務者　安野恵理子
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
釧路地方裁判所根室支部